平成２１年（フ）第２５３２号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番３―1011号
債務者　菊地　鈴代（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３５号
札幌市東区北26条東18丁目８番20号　グランベルサ２―102号
債務者　和泉　ヒサ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５３６号
札幌市東区北26条東18丁目８番20号　グランベルサ２―102号
債務者　和泉　浩行
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５４９号
札幌市北区北31条西８丁目３番27号　コーポ荒瀬Ｅ号
債務者　永井　忠夫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６７号
札幌市中央区南６条西７丁目10番地１　ルーブル６条館402号
債務者　大岡　礼弥（旧姓笹原）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９４号
札幌市北区あいの里３条９丁目４番10号
債務者　笹山　　昭
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６０５号
札幌市東区北18条東９丁目２番15号　エミネンスＮ18―101号
債務者　石川　智章
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６０８号
札幌市東区北14条東10丁目１番１―205号
債務者　笹　　武馬（旧姓金丸）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１３号
札幌市豊平区月寒中央通10丁目６番29―201号
債務者　茂腹　幸子（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１５号
札幌市東区北40条東17丁目２番10―506号
債務者　久保田康夫
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１７号
札幌市白石区栄通２丁目４番28号　福宇マンション
債務者　武田　リサ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６１９号
札幌市手稲区富丘２条７丁目６番12号
債務者　田中　英樹
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２１号
札幌市白石区中央２条５丁目２番48―301号
債務者　津内口まゆみ
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２５号
北海道石狩市花川北４条２丁目148番地
債務者　増原　妙子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２７号
札幌市厚別区青葉町13丁目24番３号
債務者　板垣千恵子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６２８号
札幌市東区伏古13条３丁目４番１号　ＭＳアメニティーＢ105号
債務者　那須　裕太
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６３２号
札幌市白石区平和通１丁目北６番14号　井上マンション２―102号
債務者　井上　京子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部